

茨城県バイオマス活用推進会議設置要項

(目 的)

第1条 バイオマス活用推進基本法（平成21年6月12日法律第52号）に基づき、本県におけるバイオマスの活用を総合的かつ計画的に推進するため、茨城県バイオマス活用推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は第1条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 茨城県バイオマス活用推進計画に関すること
- (2) バイオマス活用に係る施策の総合調整に関すること
- (3) その他バイオマス活用の推進に必要なこと

(構 成)

第3条 会議は農林水産部長及び別表に掲げるものをもって構成する。

2 会議の会長には農林水産部長を、副会長には農林水産部農業政策課長及び生活環境部廃棄物対策課長を充てる。

3 会長は必要に応じ、構成員の追加等を行うことができる。

(会 議)

第4条 会議は会長が招集し、その議長となる。

2 会長は必要に応じ、構成員の一部による会議（以下「一部会議」という。）を招集することができる。

3 会長は必要に応じ、構成員以外の者を会議又は一部会議に出席させることができる。

(ワーキングチーム)

第5条 会議は所掌事務を円滑かつ効率的に推進するため、茨城県バイオマス活用推進ワーキングチーム会議（以下「WT会議」という。）を置く。

2 WT会議は、チーム長及びチーム員をもって構成する。

3 チーム長には農林水産部農業政策課長を、チーム員には別表に掲げる課室の長が推薦する職員を充てる。

(WT会議)

第6条 WT会議は、チーム長が招集し、その議長となる。

2 チーム長は必要に応じ、チーム員の一部によるWT会議（以下「一部WT会議」という。）を招集することができる。

3 チーム長は必要に応じ、チーム員以外の者をWT会議又は一部WT会議に出席させることができる。

(庶 務)

第7条 会議の庶務は、農林水産部農業政策課において処理する。

(補 則)

第8条 この要項に定めるもののほか、会議又はWT会議の運営に関し必要な事項は会長が、WT会議にあってはチーム長が定める。

付 則

この要項は平成28年11月16日より施行する。

付 則

この要項は令和3年10月21日より施行する。

別 表

- | | | |
|--------------|-------------|--------------|
| (1) 生活文化課長 | (2) 環境政策課長 | (3) 資源循環推進課長 |
| (4) 科学技術振興課長 | (5) 農業政策課長 | (6) 産地振興課長 |
| (7) 畜産課長 | (8) 林政課長 | (9) 漁政課長 |
| (10) 農地整備課長 | (11) 検査指導課長 | (12) 道路維持課長 |
| (13) 河川課長 | (14) 都市整備課長 | (15) 下水道課長 |

別表の新旧対照表

旧	新
(1) 科学技術振興課長	(1) 生活文化課長
(2) 生活文化課長	(2) 環境政策課長
(3) 環境政策課長	(3) <u>資源循環推進課長</u>
(4) <u>廃棄物対策課長</u>	(4) 科学技術振興課長
(5) 農業政策課長	(5) 農業政策課長
(6) 産地振興課長	(6) 産地振興課長
(7) <u>販売流通課長</u>	(7) 畜産課長
(8) 畜産課長	(8) 販売流通課長
(9) 林政課長	(8) 林政課長
(10) 漁政課長	(9) 漁政課長
(11) <u>農村環境課長</u>	(10) <u>農地整備課長</u>
(12) 検査指導課長	(11) 検査指導課長
(13) 道路維持課長	(12) 道路維持課長
(14) 河川課長	(13) 河川課長
(15) <u>公園街路課長</u>	(14) <u>都市整備課長</u>
(16) 下水道課長	(15) 下水道課長

※ 販売流通課の食品廃棄物関連バイオマスについては資源循環推進課に集約